

**【報酬告示の改正案】**

介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する特定介護老人福祉施設における居住に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額

(平成 27 年 4 月施行分)





補社協設サービス費を算定すべき者が利用する居室をいう。